

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会事務局長選任に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「この法人」という)の定款第 52 条及び第 53 条、施行規則第 41 条及び第 57 条に基づく事務局長選任に関し必要な事項を定める。

(事務局長の資格)

第 2 条 事務局長は、この法人の理事でなければならない。

(事務局長候補者の推薦)

第 3 条 理事長は最も適任と思われる次期事務局長候補者を推薦し、理事会に諮る。

(選任)

第 4 条 前任者の任期が終了する前の理事会にて信任された次期事務局長候補者を、理事長が次期事務局長として任命する。

2. 信任が得られなかった場合には、理事長は直ちに次期事務局長選出のために臨時理事会を準備しなければならない。

(事務局長の欠員)

第 5 条 事務局長の欠員の場合には、事務局次長が職務を代行し、理事長は速やかに事務局長選出のために臨時理事会を準備しなければならない。

(改廃)

第 18 条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。